

議員提出議案第2号

令和8年9月25日

稲敷市議会議長 松戸千秋様

提出者	稲敷市議会議員	高野貴世志
賛成者	〃	浅野信行
賛成者	〃	根本光治
賛成者	〃	篠田純一
賛成者	〃	寺崎久美子

議員に対する厳重注意及び政治倫理条例を遵守するよう求める決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定に基づき提出いたします。

議員に対する厳重注意及び政治倫理条例を遵守するよう求める決議

このたび、山本彰治議員が市職員との応対時において、当該職員が身に着けていた名札に直接触れ、不快感を与えた事案が確認された。

本件については、議長による山本彰治議員からの事情聴取の後、全員協議会終了後の非公開の場（市長、副市長、総務部長及び議員が出席）において市長から説明が行われ、その場で山本彰治議員本人から当該行為に対する謝罪があった。

本件は、議員に求められる政治倫理および市職員の安心・安全な執務環境に関わる重大な問題である。しかし、非公開の場における説明と当事者間の謝罪のみで対応を終えることは、議会の説明責任および稲敷市政治倫理条例の趣旨に照らし、十分な対応とはいえない。

市民の代表である議員には高い倫理性と節度ある行動が求められる。稲敷市政治倫理条例第3条第1項第7号では、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他その地位を利用した嫌がらせ等および人権侵害のおそれのある行為の禁止を定めている。

山本彰治議員が事実を認め、謝罪したことは考慮されるべきであるものの、そのみをもって対応を終えることは、政治倫理条例の趣旨および議会に対する市民の信頼確保の観点から適切ではない。

よって、稲敷市議会は、以下の通り決議する。

1. 山本彰治議員に対する厳重注意および要請

山本彰治議員に対し、本件を真摯に反省し、今後、市職員をはじめとする他者の身体や身に着けている物品等に、正当な理由なく、相手方の承諾を得ずに触れることのないよう厳重に注意する。また、稲敷市政治倫理条例を遵守し、議員として高い倫理観をもって行動するよう強く求める。

2. 議会としての再発防止策の徹底

本件を議員個人の問題にとどめることなく、全議員が政治倫理条例の趣旨を改めて確認する。あわせて、ハラスメントの防止および人権尊重に関する研修等の再発防止策を講じ、市職員が安心して職務に従事できる環境の確保に努める。

以上、決議する。

令和8年9月25日

稲敷市議会